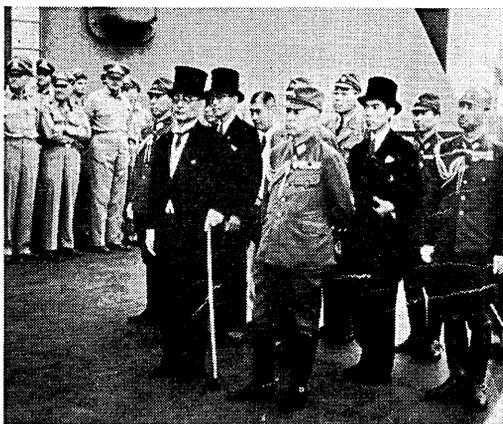


## 第一章 戦後民主化の諸相

### 第一節 戦後改革と高槻

初期占領政策　ポツダム宣言は、日本に対する終戦の条件として、軍国主義の駆逐、民主的平和的な日本と民主的改革　を建設するまでの連合国軍による占領、日本の領土の限定、戦争犯罪人の処罰と民主主義的傾向の復活強化などを要求していた。敗戦とそれにもなう占領は、多くの困難を市民生活にもたらしたが、初期の占領軍の政策には、一九四五（昭和二〇）年九月二二日の「日本管理政策」にみられるように、日本の民主化、非武装化、軍国主義の根絶、基本的人権の確立、経済の民主化と非軍事化の方針がうたわれていた。これにもとづいて総司令部は当時の幣原喜重郎内閣に対し（一）参政権の付与による日本婦人の解放、（二）労働組合結成の促進、（三）学校教育の自由化、（四）秘密審問司法制度の撤廃、（五）経済機構の民主化を要求し、憲法を改正するように示唆した。

こういった指令によって法令の改正が矢継ぎ早にすすめられた。まず、一九四五（昭和二〇）年二月一七日には衆議員選挙法中改正法律（法律第四二号）が公布された。これは選挙・被選挙権者の年齢をそれぞれ二



写415 ポツダム宣言の調印式 (米国防総省)  
〔「一億人の昭和史」より〕

五歳から二〇歳に、三〇歳から二五歳に引き下げるとともに婦人参政権を保障した。つづいて、同年一〇月には国民勤労働員令、一月には工場法戦時特例などが撤廃されたあと、一月二二日には「労働条件を改善するため、労資協約を交渉するため、また平和的民主的日本の建設に団体として参加し、正当の労働組合として利益を増進するため」に日本歴史上画期的な労働立法といわれる労働組合法が公布され、翌年三月一日から施行された。

このような婦人参政権を保障するための衆議院議員選挙法の改正や労働組合法の制定などにつづいて翌一九四六(昭和二一)年には、民主的改革を推進する立法がつぎつぎと制定された。戦後の地方自治に関する重要な法令も、こ

の年に多く制定された。

部落会・町 部落会・町内会が、戦時体制下に地方行政の末端において戦争に協力する組織として整備・内会の解散 強化されたことはすでに述べたとおりである。地方制度の民主化に際して、このような住民

組織は当然改革あるいは廃止されなければならなかったが、政府はむしろこれらの組織の維持をはかっていた。政府(内務省)としては、敗戦後の町内会・部落会が生活必需物資の配給機構や治安維持のうえで有効な

末端組織として機能している現実から、それらの維持・存続につとめていたのである。

このような内務省の意向をうけて、大阪府内務部地方課においても「町内会部落会等運営指導要綱」を府下の市町村に示した。そこでは町内会・部落会における戦時中の上意下達の弊害を除去することと、その民主的運営や住民意志の尊重およびその自発的協力の必要性はうたわれてはいたが、町内会・部落会を活用することによって戦後復興と治安の維持、秩序の回復をはかることがめざされていたのである。高槻市においても一九四六（昭和二一）年一〇月、高槻警察署の協力機関として防犯委員会が町会ごとに設けられ、自警機能の充実がはかられている。

しかし、日本国民の言論・宗教・思想の自由と基本的人権の尊重というポツダム宣言実施の立場から、軍国主義・国家主義思想と密着した神社が、町内会・部落会・隣組の組織によって支えられていることに注目した占領軍総司令部では、一九四六（昭和二一）年一月五日、町内会・部落会・隣組等が「依然として神社の維持並びに祭礼その他の活動」に関係していることを禁止するよう日本政府に指令した。高槻市においても同年一月二十九日、さっそく、この禁止令を各町会長あてに到達している〔近現代〕<sup>二四三</sup>。

さらに占領軍総司令部は、日本の地方自治、とくに市町村政治において果たしている非民主的な住民組織の役割に注目して町内会長の改選を指令し、ついで一九四七（昭和二二）年一月一七日、町内会長・部落会長の廃止を指令した。これに対して、六大都市町会運営協議会が隣組代表者を公的事務の補助者とすることを陳情して、その廃止に反対した。しかし、憲法が施行された同年五月三日には、政府がポツダム政令（二五号）をもって町内会・部落会の解散を命令した。

その政令は次のようなことを規定していた。

- (一) 一九四五（昭和二〇）年九月一日から一九四六（昭和二一）年九月一日まで、ひきつづき町内会・部落会またはその連合会長の職にあった者は、一九四七（昭和二二）年五月一日から四年間、その区域に関係する事務を主として司る職に就くことはできない。
- (二) この政令が実施された時、町内会・部落会またはその連合会に属している財産は、その構成員の議決により遅滞なく処分しなければならない。
- (三) 官公吏は、その職務を行なうにあたり、町内会・部落会・隣組等、その他類似団体の組織を利用する目的をもってこれらの団体の長に対し指令を発してはならない。
- (四) 一九四五（昭和二〇）年九月一日以前から一九四六（昭和二一）年九月七日まで、ひきつづき町内会・部落会・隣組などの長であった者は、これらの団体の下部組織の構成員またはその地域の住民であった者に対してどのような指令も発してはならない〔都市問題一九五三年〕  
〇月号、七二頁以下参照。

この政令によって、一九四六（昭和二一）年度において、表一六一のような状況であった高槻市の町会・隣組は解散されるにいたった。

しかし、この政令が町内会長・部落会長等の追放の期間を一九四七（昭和二二）年五月一日から四年間と定めたことに注意しなければならない。四年後には、彼らが類似の組織の長として復活してくる可能性が残されたからである。というのは、実際には日本の「地方自治」は、なおも類似の強制加盟の団体に大きく依存する要素を払拭してはいなかったからである。

憲法発布後の消防団の再編成も、教育の地方分権も、警察の地方分権も、すべて地方自治体の経費負担を増すものであった。したがって地方自治体は、昔ながらの地元の消防組や学校後援会や防犯協会を通じての

IX 現代の高槻

地元組織の協力・寄付にたよらざるをえなかった。そのため、町内会・部落会は制度上廃止されても、制度外での任意団体としての設立は禁止されていなかったこともあって、現実には、ふるい住民組織が依然として生きつづけ、供出・配給・寄付割当などの隣保単位としての機能を持ちつづける可能性は十分にあったのである。このあと高槻市はもちろん、各地で結成される自治会などの諸団体が、そのような住民組織にほかならなかつた。

**地方制度の改革** 町内会・部落会の解散などと併行して、一九と市政の民主化 四六（昭和二一）年には、第一次の地方制度の改革が実施された。この改革では、これまでの市制・町村制が改められて地方制度が次のように民主化された。

(一) 地方議会議員の選挙権・被選挙権は拡大した。男女成年者が有権者となり、それまで二年の居住経歴を条件としたのが、六カ月に短縮された。これによって有権者は二倍以上となった。

(二) 直接参政権が実現され、府県知事・市町村長のリコール

表161 1946（昭和21）年度高槻市町会に関する状況

区 分	町会数	隣組数	町会戸数		世帯数	人 口	事務所所在地
			最多	最小			
高槻連合町会	28	206	291	29	3,239	13,392	高槻市役所
芥川連合町会	20	121	152	41	1,728	7,041	高槻市農業会 芥川支所
磐手連合町会	6	54	277	39	1,116	5,459	同 磐手支所
大冠連合町会	13	42	139	26	694	3,489	同 大冠支所
如是連合町会	7	72	252	87	868	4,027	同 如是支所
清水連合町会	11	76	254	51	1,058	4,932	同 清水支所
計	85	571	—	—	8,703	38,340	

注) 「昭和21年度高槻市主要事務執行報告書」(市役所文書)による。

請求、条例の制定改廃請求、住民投票が認められた。これによって地方自治体に対する住民による民主的な統制が行われるようになった。

(三) 選挙について中立的な選挙管理委員会が設置された。

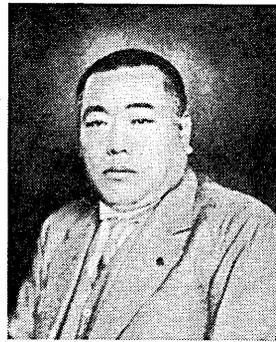
(四) 市町村議会の権限が増えて、それまで執行部の定める「規則」で規定されたものの多くが、議会の定める「条例」で制定されるようになった。

(五) これまで議会によって選出されていた市町村長が、住民による直接の公選とされた。これまで市町村長は住民代表というよりは、官憲の代表といった性格が強かった。しかし、これは公選制によって変革された。

(六) これまでの名誉職制が廃止されて、市町村長・助役は有給制となり、議員も正当な報酬をうけることになった。これによってあらたに資産のない者でも市町村長・助役や議員となるみちが開かれたことになり、重要な改正点の一つであった。

(七) 監査委員が設置された。

既述したように、戦時体制下に発足した高槻市の市政は、自治が全く圧殺された状態のもとで行われていた。しかし、戦後改革のすすむなかで市会議員のなかからも、そのような戦時下の市政に協力したことに対して反省の意志を表わす者があらわれた。一九四五（昭和二〇）年一〇月二三日、市制発足時からの市長で



写416 中井啓吉市長  
（「高槻町第一回町会史」より）

IX 現代の高槻

あつた磯村弥右衛門が辞職し、後任には同年一月二日の市会臨時会において中井啓吉が市長に推薦されたが、その際、市議員植場善太郎は「現市会議員ハ、昭和十八年二月翼賛選挙協議会ノ推薦ヲ受ケ、市議員ニ当選シ戦争遂行一本槍ニ進ミ来レルモ、去ル八月十五日ニ戦争終結シ、国家ハ百八十年ノ転換ヲ為シ、今ヤ正ニ皇国日本ノ自由主義体制ノ確立ヲ期スルヲ要スルトキニ際シ、推薦議員ハ其ノ職ヲ辞シテ、体制運動ノ活発ナル發展ヲ期スベキモノト信ズ、従ツテ現市会議員ニ於テ、後任議長ノ選挙、市長候補者ノ推薦ヲ為スハ不可ナリトノ理由ヲ以テ本件執行ノ延期ノ動議ヲ提出ス」〔近現代〕と提案したのである。この植場の提案は賛成者なく否決され、植場はその場で議員の辞職届を提出し退場した。

このような気運のもと、先述した地方制度の改革にもとづいて、高槻市においても住民の選挙による公選市長が生まれることになった。

戦後第一回 高槻市における第一回の市長選挙は、一九四七（昭和二二）年の市長選挙 四月五日に行われた。候補者として届出られた人々は表一六二のとおりであった。

選挙当日の有権者数は男子九、二五四人、女子一万三七七人、投票者数男子七、六三八人、女子七、六〇九人で投票率は男子八二・五パーセント、女

表162 戦後第一回の高槻市長選挙立候補者

市長候補者氏名	年令	党派別	職業	性別	住所
植場 善太郎	69	社会党	農業	男	高槻市大字野中85番地
古田 誠一郎	51	無所属	社会事業	男	高槻市大字芥川14番地
西村 勝太郎	63	自由党	会社重役	男	高槻市大字古曽部957番地
阪上 安太郎	36	国民協同党	無職	男	高槻市大字上田部54番地
三宅 榮治	58	中立	会社重役	男	大阪市東住吉区今川町4丁目45番地

第一章 戦後民主化の諸相

性別・党派得票数・当落結果

(1947(昭和22)年4月)

当落	候補者氏名	性別	党派	得票数
○	今村 繁三郎	男	無所属	239
	橋本 金治郎	男	無所属	237
	保田 治作	男	無所属	236
	左京 広之介	男	日本社会党	235
	日下部 則良	男	無所属	233
	森本 林太郎	男	日本社会党	230
	上埜 徳市	男	日本社会党	212
	芝垣 篤太郎	男	日本社会党	206
	長井 正信	男	自由党	202
	宮本 由蔵	男	無所属	197
	松尾 弥市郎	男	日本社会党	196
	山中 豊次郎	男	無所属	189
	吉田 種蔵	男	日本社会党	187
	田中 弥之助	男	自由党	185
	鈴木 善次郎	男	日本社会党	170
	北村 宗治	男	日本社会党	167
	田村 亀吉	男	無所属	166
	藤木 岩吉	男	日本社会党	161
	奥野 大市	男	日本社会党	159
	小野 豊	男	無所属	156
	小路 継之助	男	国民協同党	155
	松本 真慧	男	無所属	149
	田淵 義一	男	自由党	132
	宍戸 新太郎	男	無所属	122
	菅原 長博	男	日本共産党	120
	下村 亀之助	男	無所属	113
	下村 敏郎	男	無所属	102
	織 久治	男	無所属	101

注) ○印は当選者。

子七三・三三三パーセントであった。候補者別得票数は植場三、八六二票、古田三、五九九票、西村三、二〇四票、阪上三、五八八票、三宅四五五票であったが、有効投票総数の八分の三以上の得票者がなかったため、選挙において有効投票の最多数をえた植場善太郎・古田誠一郎の二人について同年四月一五日、投票が

## IX 現代の高槻

表163 第一回市会議員選挙における候補者氏名・

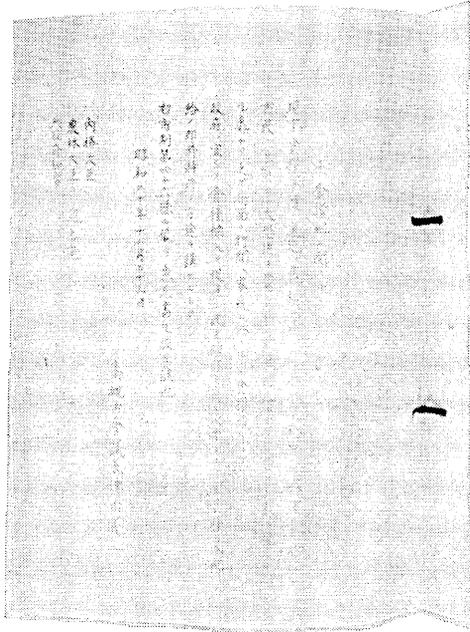
当落	候補者氏名	性別	党派	得票数
○	四本 潔	男	無所属	582
○	入江 仙太郎	男	日本社会党	468
○	松田 長十郎	男	無所属	453
○	高谷 多一	男	無所属	444
○	荻重 重孝	男	無所属	442
○	河原 吉蔵	男	無所属	442
○	日下部 義興	男	無所属	427
○	中井 與次郎	男	日本社会党	421
○	津田 義一	男	無所属	403
○	市川 常蔵	男	国民協同党	402
○	池下 佐一郎	男	自由党	390
○	吉田 良三	男	無所属	388
○	土井 新次	男	日本社会党	342
○	藤 鶴 吉	男	無所属	341
○	林 太三郎	男	無所属	340
○	林 一男	男	無所属	330
○	西川 慶一	男	国民協同党	324
○	安田 喜一	男	自由党	312
○	寺本 安太郎	男	無所属	304
○	吉田 米次郎	男	日本社会党	304
○	日高 佐太郎	男	日本共産党	302
○	須藤 喜間太	男	無所属	300
○	服部 巖	男	無所属	282
○	岡山 進	男	民主党	279
○	中村 安治郎	男	無所属	278
○	高谷 修一	男	自由党	270
○	高脇 田次三郎	男	無所属	264
○	田淵 秀雄	男	自由党	264
○	清水 百太郎	男	無所属	249

行われ、古田誠一郎が八、八八五票、植場善太郎が四、七九二票を獲得し、古田が市長に当選した。当日の有権者数男子九、二〇四人、女子一万三二〇人、投票者数男子六、八四六人、女子六、九八七人、投票率男子七四・四九パーセント、女子六七・七〇パーセントであった。

ついで四月三〇日には、第一回の市会議員選挙も行われた。当日の有権者数男子九、二八九人、女子一万三八六六人、投票者数男子七、六二七人、女子八、〇八〇人、投票率男子八二・一一パーセント、女子七七・八〇パーセントであった。市会議員選挙における候補者氏名・性別・党派・得票数・当落の結果は、表一六三のとおりである。

市機構の 高槻市では、このようにして、第一回の市長・市議会

議員の選挙を終えたのち、戦後の民主的改革に即した民生中心の本格的な市機構の改革を行った。もちろん敗戦にともない、市機構は戦時体制下に設置された戦時施策部などが廃され、一九四五（昭和二〇）年度においては、総務課（庶務係・学務係・厚生係・財務係・戸籍係）・経済課・施設課・収入役室と三課一室制となり〔昭和二〇年度高槻市主要〕、翌一九四六（昭和二一）年度においては、それが総務課（庶務係・財務係・戸籍係）・教育民生課（学務係・衛生係・厚生係）・経済課（統制係・勸業係）・施設課・収入役室となり、教育民生課が増えて四課一室制となっていた〔昭和二一年度高槻市〕。教育民生課の増加は、それだけ高槻市行政が住民福祉に密接に関連す



写417 主食増配に関する意見書（市役所文書）



写418 古田誠一郎市長  
(秘書課提供)

衛生課として独立し、教育民生課がそれぞれ教育課と民生課に分かれ、あらたに調査課が設けられ、施設課が土木課に編成替えされたのである。

このことは、高槻市当局がいよいよ本格的・積極的に教育・福祉など、民生中心の市政に取り組み、それに重点を置くようになったことを示すものとして注目しなければならぬ。

次に右に挙げた各課のうち、民生行政に関係が深いと考えられる教育課・民生課・衛生課・経済課・土木課の事務分掌を掲げておこう。

#### 教育課

- 一、小学校に関する事項
- 一、新制中学校に関する事項
- 一、私立学校及幼稚園に関する事項

る事業に力を入れはじめたことを示す教育民生もの、といえよう。

ところが、市長・市会議員選挙後の一九四七(昭和二二)年六月二四日、市議会に提案・可決された高槻市分課条例によると、市機構は総務課・調査課・税務課・戸籍課・教育課・民生課・衛生課・経済課・土木課・収入役室と九課一室制となり、課が一挙に二倍以上に増えている。戸籍係・衛生係が戸籍課・

#### 一、教育協議会に関する事項

- 一、教育教化団体に関する事項
- 一、社会教育に関する事項
- 一、宗教学人に関する事項

一、市民体育に関する事項

一、史蹟名勝天然記念物に関する事項

民生課

一、生活保護法および民生員令に関する事項

一、戦没者遺族罹災者外地帰還同胞の援護に関する事項

事項

一、乳幼児および妊婦産の保護に関する事項

一、行旅病人および死亡人に関する事項

一、職業指導に関する事項

一、社会事業に関する事項

一、市民福利施設に関する事項

衛生課

一、伝染病予防救済に関する事項

一、保健衛生および医療施設に関する事項

一、汚物掃除法施行に関する事項

一、墓地および火葬場に関する事項

経済課

一、農業工業商業森林および水産に関する事項

一、生活必需品資ならびに生産用資材の配給統制に関する事項

関する事項

一、農地調整に関する事項

一、開拓に関する事項

一、度量衡取締に関する事項

一、産業統計に関する事項

一、産業経済指導奨励に関する事項

一、農業土木に関する事項

土木課

一、土木に関する事項

一、都市計画に関する事項

一、上下水道に関する事項

一、交通に関する事項

一、地理に関する事項

一、地代家賃統制令に関する事項

一、建築に関する事項

右に紹介した市機構は、一九四七（昭和二二）年度にさらに二度の改正をうけ、経済課の農林行政部門が農林課として独立し、経済課の農林行政以外の部門が市民課に編成替えされ、収入役室が会計課に編成替え

## IX 現代の高槻



写419 食糧メーデー（「一億人の昭和史」より）

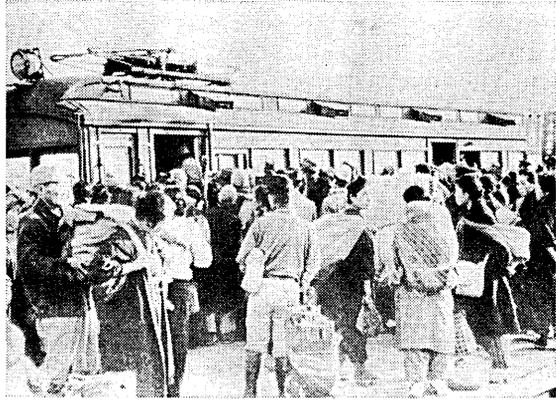
されて、市機構は一一課制となったのである。もちろん市機構はその後幾度か改正されるが、戦後の高槻市政は、当面、このような体制によって推進されたのである。

高槻市経済  
対策委員会

上述したように戦後の市政民主化はすすんだが、長期にわたる戦争によって極度に困窮していた市民生活は、敗戦の混乱のなかでますますひどくなった。

主食の配給量は、一九四五（昭和二〇）年七月から一六歳から六〇歳までの大人一人一日当たり米で三〇〇グラム（二合一勺）であった。しかも、それはすべて米で配給されたのはなかった。戦時中は大豆・高粱こうりやんなどの雑穀混合で、戦後は四〇五割の麦を混入しており、やがては占領軍放出のナンバ粉やキューバ糖も主食として配給された。副食物も配給だけであれば、一九四五（昭和二〇）年秋ごろでは魚が一〇日に一回、一一三グラムもあればよい方というありさまであった。

これでは成人一日に最低限必要な二、四〇〇カロリーにほど遠い一、五〇〇カロリーしか補うことができなかった【川西市史第三巻、三九九頁】。まして非農家人口の多い高槻市の旧高槻町や旧芥川町の地域では市民の食糧難は大変なものであった。同年高槻市では、生活必需物資配給協議会が設けられて需給関係や



写420 食糧の「買い出し」  
(「写真図説明治百年の歴史」より)

配給制度の合理化がはかられたほか、魚の干物・燻製品の産地買付けなども行われた。また同年一月二三日の市議会では内務大臣・農林大臣・大阪府知事あてに意見書を提出し、食糧事情の逼迫した状況をうったえ、家庭における主食糧の確保のため、食糧輸入の促進と主食糧三合配給の即時実施を要望した〔近現代〕。

一九四六(昭和二一)年四月末には、主食の遅配現象が一般化しはじめ、五月下旬からは欠配という事態も発生した。五月一九日には飯米獲得人民大会、いわゆる「食糧メーデー」が東京をはじめ全国各地で開かれた。五月二四日には、天皇が二度目の録音放送を行い、食糧難の克服を国民にうたった。七月には三島郡仏教和合会が中心になって郡内全域で「窮民救済」を掲げて食糧危機突破托鉢運動が展開された。

他方、電力も不足し、点燈は真夜中だけという場合も生じた〔川西市史〕第三。

このような状況のもと、食糧配給ははじめ経済政策全般についての「市当局の熱意の不足にしびれをきらし」という理由で、市会議員中村安治郎らの提案によって、一九四七(昭和二二)年には、高槻市経済対策委員会が設置されることになった〔第五回高槻市通商会議録〕。

**経済対策委** この委員会の規約によると、この会は、市民の日常生活に基盤を置いて、生活必需物資の生産配給に関するすべての事項を協議し、その適正化・円滑化をはかることを目的としたもの

**員会規約** 産配給に代表する委員によって構成され、消費者側の委員は高槻市在住の市民にかぎられ、市議会の推薦によって市長がこれを委嘱した。その定員は旧町村を区域とし、清水地区四名、磐手地区四名、高槻地区一三名、大冠地区四名、如是地区四名、芥川地区一〇名、計三九名がそれぞれ選任された。職域側代表委員は、各団体の推薦によって市長がこれを委嘱した。職域側代表委員は、高槻市会と高槻市食糧調整委員会から各六名、高槻市農業会・大阪府食糧営団高槻支所・高槻青果物配給組合・大阪府青果物統制株式会社高槻営業所・大阪府燃料配給林産組合三島支所高槻出張所・大阪府調味食品商業組合高槻支部・大阪府酒販組合茨木支部高槻部会・三島繊維製品株式会社高槻総合配給所・郡部魚類商業組合高槻支部から各一名、高槻市商業連盟から二名、計二三名が選任された。

この委員会には、市長および市関係職員が出席して発言することができた。またこの会には役員として委員長一名、副委員長一名、常任委員若干名、会計一名、書記長一名、書記若干名、部長若干名が置かれた。委員長・副委員長・常任委員は委員会において選任された。委員長はこの会を代表し、委員会の議長を兼務した。委員長が事故ある時は、副委員長が代行した。この会の役員・委員の任期は一年であったが、再選は妨げられなかった。

この委員会は、先述の生活必需物資の生産配給の適正化・円滑化をはかるという目的を達成するため、(一)配給機構運営の合理化、(二)市民経済の実態調査、(三)自給自足態勢の促進、(四)移入物資の獲得と配給、(五)その

他生活改善に必要な事項等に関する事業を行った。会の運営に必要な経費は、寄付またはその他の収入ならばに市からの補助金があてられた。

以上に紹介したような規約ののっとって一九四七（昭和二三）年六月、消費者側代表・職域側代表として、次に掲げる人々が委員として選任された。

経済対策委員会委員名簿

消費者側代表

清水地区

下浦 伊三郎 片山 傳次郎 桐本 楠茂 今市 虎藏

磐手地区

荒木 政一 平井 眞一郎 久保 昇二 黒田 眞徹

高槻地区

辻村 愛之助 山中 豊次郎 菊井 利一 西川 茂 河本 千代子

小川 清次 山吹 スエ 阪上 安太郎 久保田 修 木下 マサ

中川 市太郎 藪 重彦 岸田 幸治郎

大冠地区

森田 亮吉 岸田 次郎 黒川 權一郎 川端 庄治

如是地区

保本 利信 中村 耕三 田中 辨三 中西 馬藏

芥川地区

IX 現代の高槻

この委員会が具体的にどのような活動をし、どのような成果をあげたかは、明らかではないが、戦後、はじめてあらわれた市の経済行政に対する住民参加の形態として特筆すべきことがらであろう。

橋本 金次郎	下村 亀之助	岡山 國廣	山岡 日一
田 沢 久吉	山田 不二雄	中澤 普助	谷川 音次郎
岡本 善次	財満 勇		
職域側代表			
市会議員代表			
藤 鶴 吉	高谷 多一	池下 佐一郎	市川 常藏
林 一 男	今村 繁三郎		
農業会代表			
吉田 得三			
食糧調整委員代表			
中西 幸助	中本 藤三郎	左京 廣之介	吉本 豊喜
長尾 亮之助	堺 庄次		
業者代表			
亀井 健三	河部 善市	古川 善吉	西田 良太郎
島田 清三郎	内藤 惣吉	寺本 茂	谷川 久一
甲田 治三郎	榎本 由太郎		

表164 高槻市警察職員定員並びに現在員表 (1948 (昭和23) 年)

警 察 吏 員							其 他 の 職 員				合 計		
階級別 職名別	警察 長	警視 兼	警部 兼	警部 補	巡查 長	巡査	計	通訳	警察 技手	警察 書記		備人	計
定員	1	兼 (1)	1	3	9	45	59	1	1	7	3	12	71
現在員	1	兼 (1)	1	4	8	44	58	1	1	9	3	14	71

注) 「昭和24年度高槻市主要事務執行報告書」(市役所文書)による。

高槻市警察 日本軍国主義体制の解体をめざす占領軍は、その重要施策の一つとして、警察制度の改革を推進した。総司令部はまず、一九四五（昭和二〇）年一〇月四日、覚え書によって、特高警察・外事警察の廃止を命じた。これによってその所属職員は罷免された。経済警察部門は、戦時経済体制の崩壊とともにその任務を失ってしまった。一九四七（昭和二二）年九月一六日、連合国軍最高司令官マッカーサーは、内閣総理大臣片山哲に書簡を送り、警察制度の改革を指示した。その書簡は、日本軍閥が力をもったのは、政府が思想警察や憲兵隊に絶対的権力を持たせたからであると指摘し、過去の国家権力による警察権乱用について根本的是正を行うように命じた。この命令が契機となって、同年一二月一七日に警察法が公布され、この法の成立の日から九〇日以内に実

表165 高槻市内巡査派出所の区画と名称

(1949 (昭和24) 年)

派出所名称	所在地	管轄町名	配置人員
大塚巡査駐在所	高槻市大字大塚1141	大塚	1名
西天川巡査駐在所	〃 西天川145	西天川北	1名
如是巡査駐在所	〃 東五百住730	東五百住	1名
安満巡査駐在所	〃 安満661	安満	1名
原巡査駐在所	〃 原760の1	中條	1名
服部巡査駐在所	〃 服部843	浦堂	1名
芥川東巡査駐在所	高槻市大字芥川東之町314	東之町	1名
芥川西巡査駐在所	〃 芥川坂口町695	坂口町	1名
阿武野巡査駐在所	〃 氷室672	氷室	1名
高槻町巡査派出所	〃 上田部202	松原町	3名
北大手巡査派出所	〃 高槻130	北大手	3名

注) 「昭和24年度高槻市主要事務執行報告書」(市役所文書)による。

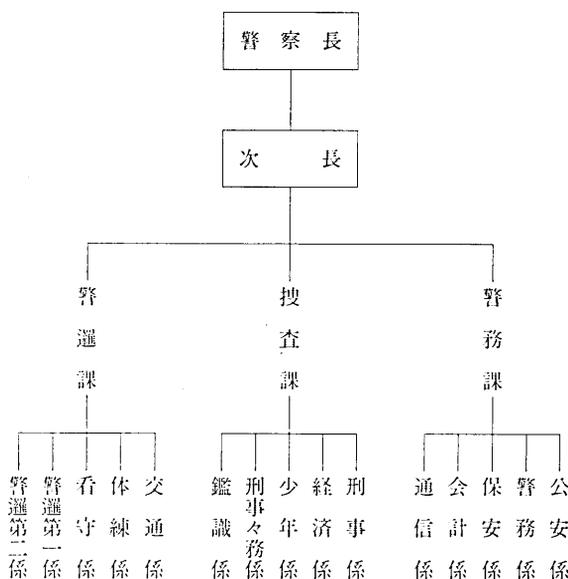
## IX 現代の高槻

施するよう定められた。この警察法は、市および人口五、〇〇〇人以上の町村に設置される自治体警察と、自治体警察を置く能力のない町村を対象とする国家地方警察の二本建てとなった。前者は市町村の公安委員会、後者は都道府県公安委員会の運営管理下に置かれた。

この制度改革によって、高槻市には一九四八（昭和二三）年七月一日、高槻市警察が置かれることになった。

発足当時の高槻市警察吏員・職員数・巡査派出所配置人員、および警察機構は表一六四・一六五、および図三三のとおりである。

**高槻市警** こうして高槻市警察は出発し  
**と市財政** たが、当時の市町村は義務教育の中学校を新設しなければならず、大きな負債を負いはじめていた。それにインフレが加わって、自治体の税は、つぎつぎと増税されつつあった。そのうえいろいろな事務が増えてきて、人件費も増加の傾向にあった。高槻市においても、一九四八（昭和二三）年から



注) 「昭和24年度高槻市主要事務執行報告書」(市役所文書)による。

図33 高槻警察署機構図

一九四九（昭和二四）年にかけて、市の職員が一三五人から一三七人へと二人増えている。

このような状況のもとで市警は、市財政にとってきわめて大きな負担となった。したがって、市警に要する費用は発足当初から市財政にとって大きな問題でありながら、編成された予算は必ずしも警察当局の満足のおいようなものでなく、それをめぐって市議会で、次のような論議が行われている。

まず一九四八（昭和二三）年九月一日の高槻市議会において、参与（警察長）が、警察予算について不満を表明した。（以下談事録抄掲は原文通り）

一、参与（警察長）（前略）新しい警察法により暫時軌道にのっていることは感謝に堪えない。去る三月に警察法が一勢になり七月一日に諸経費が自治体で負担することになった、今日の予算の編成により、名実ともに高槻市に帰したことになる、予算の殆んど人件費、捜査費であって無駄を省いて効果を上げるよう又他に比較して優秀なる設備組織をもつことを目的として念願している、警察吏員職員の待遇を高めるよういわれているが現在まで放つてをいたのである。市役所吏員とその趣を異にして時間がかれば帰るのでなくいつでも出勤、活動しうる準備態勢をと、のえておく必要がある。その点少くとも世間並みにして頂きたい。警察吏員ははじめ志願したときは当市にのみとゞまるものでないとの考えであったが、切り替へ後は全員高槻の土となる信念をもっている大阪市警の一五〇人に一人の警官に対して当市は六五〇人に一人の割で大きな範囲の負担にある。又大阪市は特地で、当市は甲地でより大きな仕事をもちながら一割も少いのである。大阪市警は特別休暇等が与えられているが当市警察吏員は休日も返上して勤務している現状である。署長としては治安のために要する経費は与えてほしい。この予算は与えられた枠の範囲で計上したもので充分ではない。一体警察にやらせるのかやらせないのか、もしこの予算が通らねば私として重大決意をもっている。以上責任上私の熱意を申し上げた次第でよろしく審議願いたい。

右の警察長の発言について、同年九月三日、参与（総務課長）は次のような補足説明を行った。

一、参与（総務課長） 警察予算の成立の経緯を参考に供したいと大要次の通り説明した。

地方における警察予算は歴史初つて以来、初めてで、七月二十四日守口市で総務課長会議に於て、七月一日から警察予算については地方で、警察の給与だけでも組めと話あつたのであつて、研究検討した、最初膨大なる予算を警察は持つてくるに違ひない、我々としては、警察官は、今迄同じ釜の飯を食つていたので、何とかして、警察の要請を喰ひとめなければならぬ、総務課長はその防波堤である、防波堤がなかつたら破産に他ならないといふことで、再三総務課長会議及小委員会等で検討した。果せるかな当市警察は、最初は二千何百万円の膨大なるものを要求して来たのであるが、財政を考へて、現在の原案通りの枠に止めたのである。（後略）

つづいて警察費予算をめぐる、次のような論議が展開された。

一、三〇番 一昨日の市会で警察長の説明を受けたが、これにより、警察が如何に市民の安寧秩序について苦勞しているかは分つた、殊に警察官方々の事情をきいたが最初は当市の土となる考へで赴任したのでなく、事ここに至つては、本市の土となるといふ決意に対して深く敬意を表する、又、その上府署員であれば、昇任、榮転できたが、自治体はさういふことはない。終生、市民と共に苦勞するといふ誠意に我々は胸をうつ感じがし力強く思ふものである。然し、向を変へて、あの説明に対して反感を持つ処<sup>あ</sup>ある、警察長の後段の説明に至つてはかつての軍部大臣の予算の編成を思ひ出す、国民を無視した、国家を無視した観があつた。当時の一部の衆議員は断崖により黙認して今日に至つたのである。又、この予算を減額すれば、当市の治安の保証は出来ない、又、うんのみにしても後の予算が待つていと強言した、我々は、警察予算を正しいと信じるなれば、又不用と思へば市民の負担を考へて減額するかも知れない又、うんのみするかも知れないが、あの説明は我々議員を無視したに過ぎない。又警察吏員と、市役所吏員と対照して、時間さへすめばすぐ帰宅できる市吏員に比べて、警察吏員は二十四時間働き待機している、これは当然である。よく戦時中、軍部大臣の話、又少佐大佐級の話によれば、軍部は国民の五倍は働くといつていたことがある、恐らく市吏員は勤務時間中以外は遊んでいることはないであらう、軍人などは京都祇園に行つて見ると遊んでいる、警

察吏員の一部も然りである。我々議員は特高化した警察に対して、市民に対して何としてお詫びするか茲に質問する、公安委員は如何なる考へか、又市理事者は如何なる考へで提出したか、又、警察委員の態度同調したか。

一、参与（公安委員長） 本来この自治体警察となり、全国的に困つていゝもので、我々当局としては財源乏しきため、市民の負担を考へたため、数回市の総務課長に相談し、又各衛星都市についても研究している、給与を如何に確保できるかを検討して編成した、理想予算ではあるが一応提出したものである。

警察の要求に対しては無理ないと決意した次第で、警察長の一昨日の説明は部下を愛することに勝つた観あるとうかとはれる。この予算は市の財政を考へて賛成して提出した次第で、なるべく満場一致で決裁願ひたいと答へた。

一、三〇番 今の答弁は質問と食違ひがある。私は警察長等が忘れていたといつたのでない。我々議員の何もないはな前に、斯くいつたのは審議権の侵害で、もつと我々の自由な審議が、警察長の頭にあれば、あの様にいへない筈である。

一、議長 公安委員長の答弁は、三〇番議員の質問に添はないと私も思つてゐる。

公安委員のこれに対する回答は書面を以つて議長迄提出して頂ければ結構であると告げた。

一、市長 警察予算は公安委員が編成するのではなく、意見を徴して、市長が編成するものである、当市の安寧秩序を保持するためには、多額を要するが、警察当局は市の財政を考へずに要求して来たも

(抜粋)

予 算 現 額	支 出 済 額
59,843,326.00	55,801,732.40
13,694,323.75	13,521,540.70
7,342,666.01	7,317,791.67
13,035,981.00	12,041,218.71
8,347,760.00	7,271,390.12
84,290,420.00	79,440,145.73 (42.4%)
19,787,384.59	19,716,204.88 (45.8%)
12,985,126.00	12,970,750.30 (77.2%)
11,835,498.00	10,855,197.26 (-9.8%)
5,921,085.25	5,253,422.55 (-27.8%)

IX 現代の高槻

のと考へる旨答へた。

右にみられるように、「この予算は与えられた枠の範囲で計上したもので充分ではない。一体警察にやらせるのかやらせないのか、もしこの予算が通らねば私として重大決意を持っている」という胴喝ともいふべき警察長の発言に対する、三〇番議員のような批判は、他にもみられた。一番議員は、「議会の審議権を侵犯する暴言と解釈する」とまで述べている。市長もさきに掲げたように「警察予算は（中略）市長が編成するものである。当市の安寧秩序を保持するためには多額を要するが、警察当局は市の財政を考えずに要求して来たものと考え」と答弁している。また一六番議員は「当市警察行政は民主化していない。この警察行政を民主化に徹底せしめるを条件として、この予算審議を進行する様」

表166 1948（昭和23）年度高槻市歳入歳出決算表

年 度	款 項 目	当初予算額	追加更正 予 算 額
		(円)	
昭和23年度	歳 出 合 計	13,162,819.00	46,680,507.00
	市 役 所 費	4,104,941.00	9,388,873.00
	警 察 費	94,200.00	7,242,228.00
	教 育 費	1,603,897.00	11,430,849.00
	保 健 衛 生 費	1,377,597.00	6,926,474.00
昭和24年度	歳 出 合 計	62,460,871.00	△18,693,490.00 40,523,039.00
	市 役 所 費	15,062,788.00	△280,694.00 4,927,240.00
	警 察 費	10,369,917.00	△106,381.00 2,708,462.00
	教 育 費	15,275,115.00	△12,306,550.00 8,864,337.00
	保 健 衛 生 費	1,941,100.00	△43,500.00 4,005,612.00

と述べている。

こうした論議を経て、一九四八(昭和二三)年度警察予算が成立したのである。

同年度の警察費予算額は、追加更正予算額も加えて、七三三万二、六六六円一銭となり決算額は七三一万七、七九一円六七銭となった。それは、同年度の歳出合計額五、五八〇万一、七三二円四〇銭の約一三・パーセントであった。

翌一九四九(昭和二四)年度の警察費決算額は、一、二九七万七五〇円三〇銭となり、前年度に比較して約一・八倍の伸びを示した。これを他の伸び率と比べると歳出合計の伸び率は四二・四パーセント、市役所費の伸び率は四五・八パーセント、教育費の伸び率はマイナス九・八パーセント、保健衛生費の伸び率はマイナス二七・八パーセントに対し、警察費は実に七七・二パーセントの伸び率を示したのである。警察費がいかに高槻市財政、なかでも教育費や保健衛生費など住民の福祉に直接関係の深い費用を圧迫していたかが知られるであろう。

このように自治体警察の維持は、自治体財政の大きな負担となっていたのである。



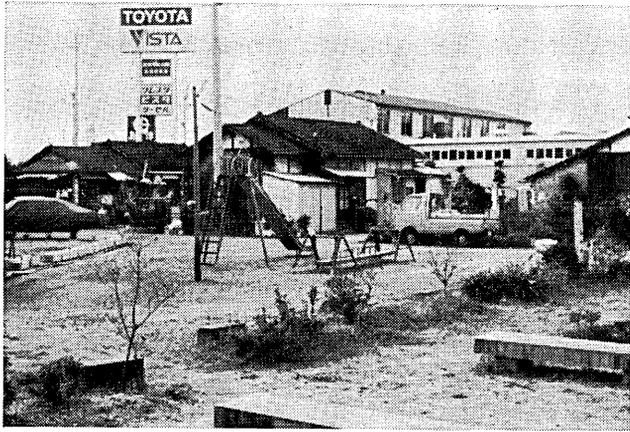
写421 高槻警察署五領派出所  
(もとの駐在所・市内五領町)

消防団・ ついで、一九四七（昭和二三）年四月三〇日には、警防団が廃止され、全国の市町村に消防自治体消防団が設けられることになった。高槻市では、高槻市消防団設置条例が同年八月六日に市議会において可決され、八月一日にさかのぼって施行されている。

また一九四八（昭和二三）年三月七日には消防組織法が施行され、消防が警察から分離独立した。しかも、従前の官設消防はすべて市町村に移管されて、警察と同様に、自治体消防が生まれた。高槻市では同年一月二〇日高槻市消防法施行条例が制定されている。設置当時の陣容は、署員（定員）三三名であった。

## 第二節 民主化と市民の動向

敗戦時の 一九四五（昭和二〇）年八月一五日、筆舌につくせぬ苦悩と犠牲の上に敗戦がおとずれた。敗戦時の市民生活 戦時高槻市内には多くの戦災者が疎開により在住していた。九月現在で一〇五世帯、三、七七六名、一月には三、九一〇名にふえ、さらに一二月末には一、二四〇世帯に達したが、これらの戦災者援護のための救恤資金の募金や、布団・衣類などの救恤物資供出運動が市内の各町会ごとと市のよびかけで熱心に展開された。また、四六年一月には高槻市報效会（会長―市長、評議員―市会議員、支部長―町会長、委員―隣組長など）が設けられて戦没・傷痍軍人遺家族や未帰還軍人・復員者の家族などへの援護事業が行われた。大阪・堺などの府下他都市にくらべ、戦災などの犠牲の少なかった高槻市民の、戦争犠牲者としての同胞への温かい心情の表現であった。



写422 市営引揚者住宅あと（市内川西町一丁目）

は三島郡仏教和合会が中心となって郡内全域で「窮民救済」をかかげて食糧危機突破鉢鉢運動が展開されるなど民間団体でも種々の動きが生じるようになった。このような民衆運動のたかまりに対して内務省筋をは

しかし、このような市がかえこんだ戦災者をはじめ一般市民の生活は苦しく、特に食糧危機は深刻な状況をもたらしつつあった。四五年一月一日に実施された勤労実態の把握と失業対策樹立のための国民登録によれば、申告者一萬五、〇二九名中失業者は二三五名であったが、当時はたとえ就職してもインフレによる実質賃金の著しい低下で失業同然であった。四五年には生活必需物資配給協議会が設けられて需給関係や配給制度の合理化がはかられたり、魚類の干物・燻製品の産地買付なども行われた。前にもふれたが同年一二月の市議会では「主食増配ニ関スル意見書」が採択され、「食糧事情ノ逼迫」と「物価ノ昂騰」が「市民ノ生存ニ一大恐慌ヲ齎シ、將ニ飢餓線上ニアリト言フモ敢テ憚ラザル」状況下で「主食三合配給ノ即時断行」を大阪府と政府へ要請することになった。翌四六年五月一九日に入ると「食糧メーデー」（飯米獲得人民大会）が東京をはじめ全国各地で実行され、七月に

IX 現代の高槻

じめ府当局も警戒の色を強めるとともに一定の施策を講ずるようになった。高槻市への海外からの旧軍人復員者（一九四七年度一七〇名、四八年度六八名）や一般引揚者（四六年度九一五名、四七年度一二三三名、四八年度一九四名）に対しては衣料をはじめ種々の生活必需物資が配給され、また上田部に府営引揚者住宅が建設されていった。一般家庭に対しても物資不足・インフレの折から各種生活物資の配給が戦前より引き続いて行われたが、たとえば年間に石鹼一人一個ずつ、酒一人当たり三回で計五合、板硝子一世帯につき六平方尺などとなっており、これらはいずれも品不足のため限られた数の世帯に対してのみの配給となり、この他食料品・衣料・木炭などが少ないながらも配給された。また生活保護法の適用をうける生活困窮者に対しては別に占領軍より返還をうけた元軍用物資が配給された。

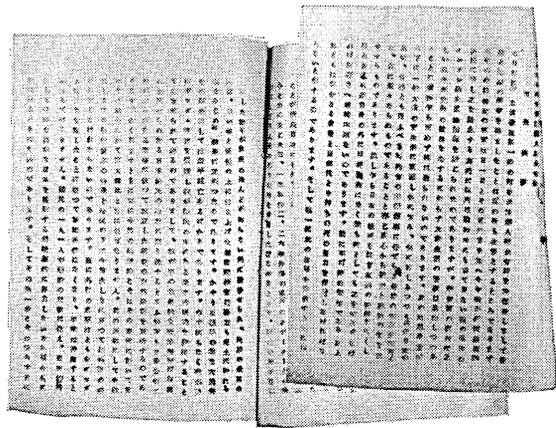
一方、高槻市当局は品不足につけこむ不正や横暴・闇売などによる不法な暴利を排し、消費者の利益や立場を優先させるために、当初小売業者は店頭登録により一定数以上の消費者の信認票を得た店を合格店とする措置をとったが、この方法も後に一部業者による信認票を得んがための悪質な動きを誘発したた

写423 婦人の一票  
 (「大阪朝日」昭和21年4月11日)

め、みそ・醤油小売店については公選を求める市会に対する陳情が行われたこともあって、一九四八年には市の管理下で公選制にもとづく投票が実施されることになったりして、経済危機を前に行政側も腐心するところ大であった。

戦後初期の 一九四五年一〇月、磯村弥右衛門市長は政治と市民 辞任し、後任には一月の市議会で推挙され内務省の承認を得て中井啓吉が就任した。さきにもたよりに、同市議会では植場善太郎議員が「昭和十八年二月、翼賛選挙協議会ノ推挙ヲ受け、市会議員ニ当選」した現市会議員の辞任を主張したが否決されることとなり、自らはただ一人辞職して議会を退場するという動きが生じていた〔近現代〕。

一方、内務省の意をうけて大阪府内務部地方課は四六年二月、当時なお存在していた町内会・部落会を活用しながら敗戦による打撃からの復興と治安維持・秩序回復をはかる方向をめざし、「町内会部落会等運営指導要綱」を市町村に示した。一応この中では戦時中の上意下達の弊害の除去とその民主的運営や住民の意志尊重とその自発的協力の必要性をうたってはいたが、占領軍がどのような姿勢を示すかが問題であった。



写424 町会長・婦人部長会議での市長の婦人参政権についての挨拶 (市役所文書)

内務省としては、敗戦後町内会・部落会が生活必需品の配給機構や治安維持の上での有効な末端単位として機能していることから、その維持存続に努めていた。事実、高槻市でも一九四六（昭和二一）年一〇月、町会ごとに防犯委員会が自警機能を果すべく高槻警察署の協力機関として設けられている。しかし、一方で連合国総司令部民政局は四七年一月になって隣組・町内会・部落会およびその連合会の廃止を命令し、これを行うに一月二二日の内務省訓令第四号で廃止が指示されて終結をみるに至った。民政局はこれらの組織の戦時下における大政翼賛会の傘下組織としてのファッショ的役割をもって民主化の阻害要因と断定したのであった。しかし、町内会・部落会は制度として廃止されたが、制度外では任意団体として自由な設立は禁止されず、その結果は生活習慣の内側で生きつづけ、供出・配給・寄附割当などの隣保単位としての機能は根強く残ることとなり、町内会や自治会として強制力をもたぬが全加入を前提とした団体として依然存続しつづけることになったことも前述したとおりである。

一方、戦後民主主義実現の最初の重要な契機として各方面の注目を浴びたのは、一九四六（昭和二一）年四月一〇日の衆議員総選挙であった。戦前、歴史的には自由民権運動につづいて、「大正デモクラシー」の中でようやく陽の目をみた普選が治安維持法との抱合せであったことに象徴されるように、さらに戦時体制下には戦時統制が加わって、民衆はその政治的権利の行使にはきびしい枠が上からはめこまれ、長期にわたってその自由な行使の経験をもてなかった。まして女性は制約された範囲内の政治的権利としての投票権の行使からすら全く排除されてきた。敗戦後連合軍の指示・承認のもとで民衆の民主主義的諸権利の保障措置がとられ、その一つとしてはじめて婦人参政権が認められるなど、四月一〇日の総選挙は過去にない政治的

条件のもとで実施された。

戦後公民教育 これよりさき一九  
育と選挙 四五(昭和二〇)年

一二月には文部省より各府県に対し「公民啓発運動実施細目」が示され、学校教職員の指導のもとに町内会・部落会・隣組を基礎に「公民教育」の徹底とその推進が提唱された。文部省の「総選挙ニ対処スベキ公民教育実施要綱」でも「現下国民特ニ新選挙権者タルベキ者ノ政治的関心ニ付テハ其水準極メテ低キモノアリ。」と憂慮していたのである。

このような動きを経て翌四六年一月末には大阪府内政部より「選挙啓蒙常会」開催が賞揚されてくるのである。特に日本歴史上初めて参政権を保障された婦人の動向には大きな関心がはらわれた。高槻市でも婦人をはじめとする有権者の増加のために、特に婦人層の立場を優先的に配慮して投票区を二区増設することになった。同年四月、総選挙を前にして「投票勧奨実施要領」が大阪府より示され、「サイレン」吹鳴による投票要請、隣組単位の投票勧奨、投票前日の婦人有権者の投票所の参観と隣組単位の選挙常会の開催が指示され



写425 戦後初の選挙  
〔大阪朝日〕昭和21年4月10日

た。そして、町内会長・婦人部長会が開かれ、棄権防止を各町内会で徹底すべきことが力説された〔近現代〕<sup>(二四三)</sup>。

さらに大阪府教育民生部より「世界が見つめる十月の選挙」「此の一票は女の立場から」「食糧も住宅も文化も此の一票から」などの標語を国民学校の附近に掲示することが指示され、また投票日前日の四月九日には大阪府より訓令が発せられ「内閣総理大臣 天皇陛下に拝謁仰セツケラレタル際特ニ投票所ニ於テハ親切ヲ旨トシ投票人ニ更ニ一層ノ便宜ヲ与フル様配慮スベキ旨ノ思召ヲ拝セリ……」と、特に婦人有権者への配慮が天皇の名を利用して奨励された。さらに選挙結果については「連合軍総司令部ニ於テモ特ニ之ガ迅速正確ナル報告ヲ俟チ而シテ同司令部ニ於テハ之ヲ以テ我國民主々義的傾向ノ客観的判定資料ト」しようとしている旨を告げた。

かくして実施された四月一〇日の総選挙の結果は、高槻市では投票率が七三・八パーセントで、男子七八・二、女子七〇・二パーセントであり、政党別の得票率は自由二三、社会二〇、進歩一四、共産六、無所属二九各パーセントなどであった。党派別の得票率を全国と高槻市で比較すると、保守系の自由・進歩両党で五・七パーセント減、社会二・二、共産二・二各パーセント増で高槻市が全国的にみるとやや革新的政治風土の色調をもっていたことが推察されるのである。

#### 選挙にみる市

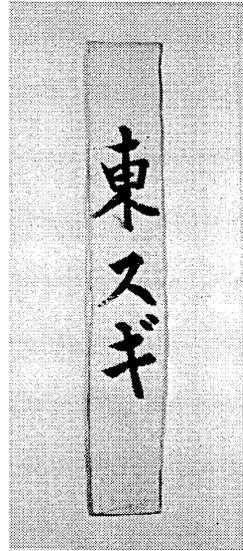
#### 民の政治意識

ついで翌年の地方選でも「公民啓発運動」が展開されたが、府よりの指示の中でも「投票当日、登校前又は放課後（当日は半休）に学校の児童生徒をして各戸に訪問せしめて未投票者に投票の勧告を行うこと」「学校の女教官及び上級女生徒を各投票所の近くに出勤せしめて簡易乳幼児預り所などを臨時開設し、有権者の投票を便宜ならしめ又は老病弱者の世話をすること」「一選挙の終了ごと

に旧隣組程度の区域内有権者が相会してその投票成績を語り合い、棄権の原因を探究して次回選挙の棄権の絶滅を申し合せること」「区域別の投票成績を調査しこれを部内一般に公示すること」「婦人会・青年団等の協力を求め……各家庭を訪問して投票

の勧告を行うこと」などの文言が注目される。戦前の選挙粛正運動とその方法においては大差がなく、上からの投票動員がはかられており、下からのもり上りのむつかしさを反映しているとともに、占領軍当局への配慮もあったと思われる。にもかかわらず、たとえば四月五日の知事選の府下の棄権率は四〇・一パーセントと悪く、特に婦人有権者のそれが四四・二パーセントと半数に近い棄権者を出したのであるが、これは当時食糧危機の中で日々の生活難の解決に追われていた民衆の間に政治的関心が滲透しにくかったこと、より本質的には戦前長期にわたり自由な政治参加への道が閉ざされていたことからくる主権者意識の未成熟が必然的に生み出した結果に他ならない。

しかし、高槻市の同知事選での棄権率は府下最低の二二・三パーセントであったことが注目される。この戦後最初の知事公選では全国的には前任の官選知事を中心に保守派の知事が圧倒的進出をみせ、大阪でも保守系の赤間文三知事が当選したのであるが、このことは占領軍主導下の「強いられた民主主義的改革」〔戦後改革と国民の対応〕石田雄著、日本歴史二二巻、岩波書店〕に対する民衆の側の主体的対応のおくれの反映の一面をあらわしたものといえる。



写426 市議選婦人候補者のタスキ  
(東スギ氏提供)

他方、この選挙の結果を三島郡五領村の例でみると、社会党香月保候補の得票率四九・二パーセント、共産党志田重男候補が三・二パーセントと両者が過半数の得票を確保し、当選した自民党赤間文三候補の四三・四パーセントを上回っていた。この五領村は大冠・三箇牧両村とともに戦前は農民運動の盛行した村で農民組合の影響力も強く、川崎種松・高山卯之助などのすぐれた活動家を生んでいた。また全国的に無産政党が躍進した一九三六（昭和一一）年、翌三七年の衆議員選挙では社会大衆党杉山元治郎候補の得票率がそれぞれ二四・七、二九・〇パーセントと三島郡内では三箇牧村につぐ第二位の高率を示したのであり、この伝統が戦後にも生きていたと考えられるのである。ただしその後同年四月二五日投票の府会議員選挙では社会党二一・三、共産党二・七パーセント、同日選挙の衆議院議員選挙では社会党四三・三、共産党二・九パーセントの得票率を示し流動的な面もみられるが、前者は地方の利害が直接かわるだけに党派よりも人物本位となりやすく、情実的要素も作用しやすい性格をもっており、その点では後者の結果の方が党派レベルでの支持率の正直な数値ともうけとれ、五領村では戦後初期、社・共両党でほぼ半数を占めるだけの力量をそなえていたとみてよいだろう。

一方、同年四月三〇日挙行の高槻市長選挙では自由・社会・国民協同各党より各一名、無所属より二名の計五名が立候補したが、結果はいずれも規定数を得られず、社会党植場善太郎・無所属古田誠一郎両候補の決戦となり後者が六五パーセントの得票を得て当選したが、同日選挙の高槻市議会議員選挙ではその結果を得票率でみると、自由一二・二、民主一・九、国民協同六・一、社会一七、共産三・二、無所属五九・六の各パーセントとなり、保守・革新入り乱れて旗色不分明な無所属を除く各党派別では保革ほぼあいなはず

る状況であり、総じて高槻市内では社会党の実力がそなわりつつあることが判明するのである。

### 第三節 農地改革と農業問題

#### 農地改革

戦後の民主化をおしすすめてゆく上で最も重要な意味をもったのが農地改革であった。

一九四五年に日本政府の手により第一次農地改革草案が構想されたが、その地主的土地所有解体内容の不充分さのため占領軍の批判を浴びるところとなり、翌四六年に至り占領軍の主導下に第二次改革案が作成され、それを基本的に日本政府がうけ入れて、帝国議会において農地調整法・自作農創設特別措置法として可決され施行されることとなった。この内容の重要な骨子は、第一次案との相違点である次の諸点に象徴されているといえよう。それは、強制・直接的な自作地創定方式をとったこと、不在地主の全小作地と在村地主の平均一町歩をこえる小作地を買収対象とし



写427 農地改革の報道（「大阪朝日」昭和20年12月11日）

たこと、改革の遂行期間を二カ年間としたことで、急速・広汎に、より徹底した方法で自作農を創設し、地主制の根幹を解体しようとした点にあった。

高槻市では一九四六年末に市域を旧高槻町区域のほか、旧芥川町・旧清水村・旧磐手村・旧大冠村・旧如是村の各区域に区分し、その各地区に農地委員会が設置された。そして各地区とも農地委員を小作層出身者五名、地主層出身者三名、自作農出身者二名の割で選挙により選出した。事前に立候補調整を行ったのか地主委員はすべて無投票となったが、小作委員は高槻・大冠の二地区が、自作委員は無投票の如是地区以外の各地区が投票による選挙となった。しかし、自作委員は棄権が平均三九パーセントに達し、小作委員のそれは平均一九パーセントで、当然のことではあるが後者の関心の高さが象徴的であり、中でも大冠地区が他地区とくらべて高く、これは同地区が戦前の小作争議の盛行した地域で、小作有権者数の比率が最大の六八パーセントを占めていたことも関連があると思われる。

しかし、高槻市における農地改革の場合、何よりも注目されるのは、先述のように地区農地委員会が設置された事実それ自体である。地区農地委員会は「大体、昭和十四年以降の新設・合併市町村について検討し、新設・合併された区域が尚従来の農村的色彩を強く存置してある場合には原則として置く（但し、各地の農地面積は大体普通の農村程度であることを条件とする）」<sup>〔一〕</sup>「農地改革についての通達」<sup>〔二〕</sup>「農局一五五」<sup>〔三〕</sup>のように農政局長より各地方長官へ通達が出されていた。そして自作農創設特別措置法では、在村地主は「住所のある市町村の区域」に小作地を有する者と規定していたが、その例外として「同一市町村内でも、地区農地委員会が設けられた場合、地区農地委員会の管轄区域にしたがって在村、不在がきめられる」としていた。

たしかに高槻市は一九四三(昭和一八)年の市制施行により新市として発足したのであるが、実際上は一九三二年(昭和六)の高槻・大冠・清水・磐手・芥川の各町村の大合併、昭和九年の如是村合併によりほぼその輪郭は画され、基本的骨格はできあがっていたのであり、このような客観的事実を念頭におきながら、先に挙げた農政局長通達を援用して、「昭和十四年」以前の「大高槻町」成立時点にまで通達内容を適及させて各地区農地委員会を設定したことは、具体的経緯は不明であるが不在地主数が増加することとなり、解放農地を拡大しようとする意図をもった小作側の意向が強く反映したものとみられるのである。

一九四七(昭和二二)年三月三〇日の第一回買収をはじめ、以後翌四八年二月三一日まで一〇回にわたって買収が実施されたが、四七年度における改革の実績をみると、高槻市では解放地主数七七五人の中、不在地主は六七〇人と全体の八六パーセントを占め、先述の不在地主を意図的にふやして解放地を増大しようとした措置の狙いをそこに明瞭に読みとることができるのである。そしてその背景には戦前の小作争議を中心とする農民運動の伝統



写428 成合の山林払下げ関係書類 (小野家文書)

が息づいていたのであった。

成合の土地 農地改革とともに「土地問題」として大きく浮上したのが、前編で述べられている戦前、敗

返還問題 戦もまちかい決戦体制下の成合地区ですすめられた地下工場建設に際して、当時軍部により

強制収用された山林・農地の返還問題であった。

山林については敗戦直後の一九四五（昭和二〇）年九月より地元の関係地主が小野治八良などを中心に相談を重ねた上「中部軍損害補償委員会」を結成してとりくまれた。そして社会党井上良二代議士の支援もつけながら大蔵省や大阪財務局へ粘り強く働きかけた結果、一九四八（昭和二三）年六月になって五四町歩（約五四ヘクタール）におよぶ山林の返還をうけて無事元の地主の手におさまることになった。しかしもどってきた山林は地下濫でえぐられ、多くの樹木を乱伐により失った傷だらけの山林であり、戦争の傷痕は消しようにもなく、以後は砕石事業などにその活路を見出さねばならない地主も出てくるのであった。

一方、山林以外の収用された田地（三町四反余）についても一九四六（昭和二一）年五月に関係地主一四名より、国（大阪財務局）に対して「原状回復の上、返還を求める」陳情書が提出されて返還運動が開始された。これらの田地には地下工場建設に強制動員された朝鮮人たちを収容した木造バラック建て住居が敗戦後も残存しているとともに、朝鮮人も引き続き居住している状況であった。これらの朝鮮人への加害責任やその人権保障、このような事態を招いた直接の責任を負うべき軍部の解体などの諸問題がからんで、この返還運動は山林とは異なる複雑な性格をもつことになり、返還の実現は容易ではなかった。

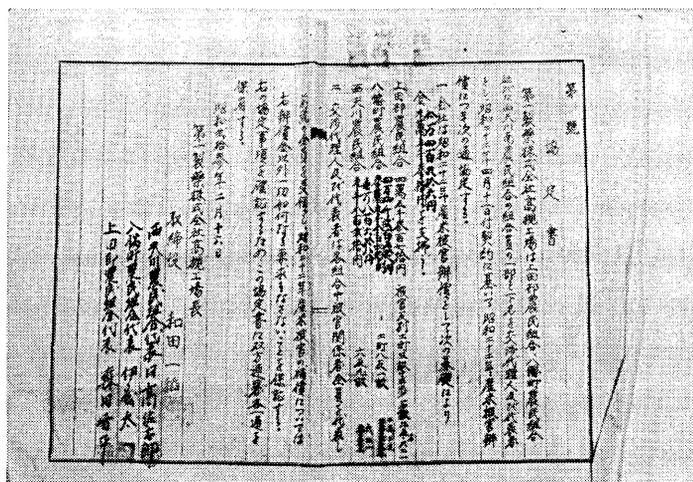
一九四七（昭和二二）年に入って関係地主たちは、損害補償費や未払い分の借地料の請求権放棄と引き換え

に、バラック建て住居の無償払下げ申請を財務局に対して行うことになったが、これに対し財務局は「建物の処分に関しては別に関係土地所有者に売却処分をする処置を取ることとし、土地の原状復旧に要する補償費を土地所有者に対し支払」うという対応をみせ、売却費と補償費は同額（計約六万二千元）で相殺する結果でこの件については決着をみた。この際の財務局の立場は次のようなものであった。「当局としては借上土地返還の關係上、早急に建物処分が必要があり、居住朝鮮人への立退に関しては地元高槻市及警察と連繫し極力努力したのであるが、移転先に難色があり、立退の実施は不可能であつて、警察の方針としても対朝鮮人全般の政策上これに対して強制的手段を取るとは困難で、實際問題としては警察力による解決は今後も期待出来ない」「当局としては単に将来に對する借地料負担の問題のみでなく、地元民と朝鮮人關係が尖鋭化し社會問題（化）する虞れもあり、将来に於ては建物等も朝鮮人によつて勝手に処分される事も予想されるので、取敢へずこれ等建物を朝鮮人居住のまゝで土地所有（者）に売渡した上で土地所有者と朝鮮人居住者との直接交渉によつて円満立退を図ることが實際的な解決方法と考へられる」〔旧陸軍高槻倉庫臨時構築物売払決議書「大阪財務局」〕  
考え方がそれである。要はこの問題が紛糾して治安問題となるのをおそれて、国が当然とるべき責任を回避し、当事者間の私的交渉に委ねてしまふという無責任主義であつた。そして「土地所有者として朝鮮人居住のまゝ売渡しを受けても家賃地代の徴収は不可能で、直接的には何等利益とならないが、これによつて建物所有者としての發言權が得られるから簡別の接渉によつて比較的容易に立退実施も可能」〔前掲〕となる見通しを述べているが、この予測の裏側には国の無責任さからくる甘さとずるさがひそんでいたのであつた。敗戦により解放された朝鮮人が戦前の過酷な抑圧の中で抱いてきた不満と怒りや反感が堰を切つたように、し

ばしば日本の民衆へもむけられることは避けにくいことであり、成合地区でもこのような雰囲気の中では当事者間の私的な個別折衝が実を結ぶ条件は熟さず、以後司法調停による長い調停作業が続くこととなり、高槻市もその円満解決のためにこの難問に関与しながら当事者ととも今日もなお努力を重ねている。

産米被害 敗戦直後の食糧難・治安問題とも関連し  
問 題 て米穀供出問題が大きくクローズアップ

されてきた。戦中より引き続く労働力・肥料不足などによる生産力の減退、敗戦による旧植民地（朝鮮・台湾）からの移入米の途絶、引揚げや復員による食糧需要増と、米穀を中心とする食糧の需給関係は極度に不均衡な状況にさらされることは避けられない状態にあった。しかし、一九四五（昭和二〇）年度産米が著しい凶作であった上に、敗戦になり農民の供出意欲は低下し、供出率は低迷していたため政府は翌年二月に「食糧緊急措置令」を制定して強権供出をなしうる途を開いたが、このことはかえって農民の反発を強めて矛盾を深めることとなり、一



写429 第一製薬株式会社公害事件についての協定書（日高家文書）

方、都市部では主食の遅・欠配が大きな問題となりつつあった。

このような食糧の需給関係の不均衡が大きな社会問題となると平行して、高槻では工場汚水による産米被害問題が大きな波紋をなげかけた。この問題は戦前より近代工場進出に伴って派生してきた新しい社会問題としてしばしば町村議会でもとりあげられ、また発生源である工場経営者への被害地の幅広い農民層の抗議を招くという過去を背負っていたのであり、資本主義の発達過程で生じた工業と農業、都市と農村、資本家と地主の間の亀裂を意味していた。

戦後このような産米被害では、第一製菓株式会社高槻工場の排出した汚水による一九四六（昭和二一）年度産米被害が最初に発生したものであり、その補償を求める運動がすすめられた。これは被害地域である上田辺から八幡町・西天川にかけての各地区の実行組合をはじめとする農民組織によって行われ、工場側との粘り強い交渉の末、四七年四月になって両当事者間で被害補償に関する契約書がとりかわされて、ひとまず決着をみることとなった。

この契約書の内容で注目されるのは一九四六（昭和二一）年度のみでなくそれ以前にも遡及して被害補償が行われたこと、工場側の設定する排水施設の完成後もそれ以前の排水の影響による被害と認定された場合には補償を行うことなどの条項であり、そこには農民主導下に作成された契約書という性格が浮彫りにされているといえよう。そして、この内容は翌四七年度、さらには四八・四九年度の被害補償にも適用され、後々にも影響を及ぼすという重要な意味をもっていた。

そして、一九四九（昭和二四）年一月の高槻市臨時市議会では大阪府知事に対して四九年度産米の供出

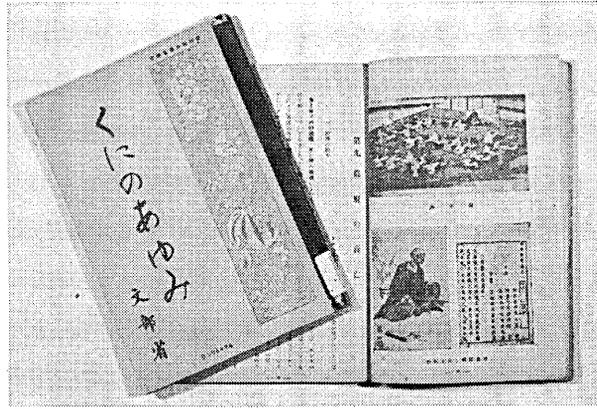
問題について稲熱病・虫害とともに汚水被害による減収を理由に供出割当の補正を陳情することを決定したのである。その書面中には「適切な措置を講ぜられ無い場合には、単なる経済問題に止る事なく、社会問題にまで進展する憂いが充分にあります。」とあり、当時の情勢の一端をのぞかせている。

#### 第四節 教育の民主化

新制度と 戦後民主主義を創造してゆく過程で重要な位置を占めたのは教育問題であった。

学校建設 一九四五（昭和二〇）年九月、文部省は戦前の軍国主義的色彩をもつ教材を削除、注意教材と指定し、のちさらに追加教材が加えられ、いわゆる「墨ぬり教科書」が出現したが、同年一二月の連合軍総司令部の指令により翌四六年より「修身」「日本歴史」「地理」の授業は全面禁止されたのであった。そして四六年元旦の天皇の「人間宣言」があり、九月には「くにのあゆみ」上・下が発刊され、皇国史観に代わる科学的な立場にもとづく新しい日本史教科書が使用されることとなった。四七年三月には教育基本法が学校教育法とともに制定され、六・三・三・四制の新学制が発足して、戦後の民主主義教育が新しい出発点に立つことになった。

このような教育改革の直接的契機は一九四六（昭和二一）年三月に来日したアメリカ教育使節団による提案であったが、同趣旨のことは日本の良心的な教育関係者の間では過去にもすでに主張されてきたことでもあった。以後、アメリカ流の教育理論が急速に流入するが、これは一面では民主化への一定の刺激剤となっ



写430 くにあゆみ (京都府立総合資料館所蔵)

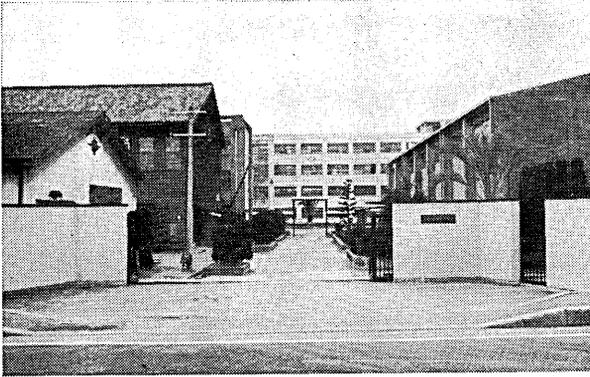
たが、また他面ではそのプラグマティックな性格が好ましくない影響をもたらし、その克服が課題とされることにもなった。こうして新しい教育理念が説かれ、新しい制度が発足したが、それらを現実化してゆく条件整備の面では財政難のおり、大きな困難に直面することとなった。校舎などの施設設備、学用品・教科書、さらには教員の不足などに悩まされていたのである。

一九四七(昭和二二)年には高槻市に高槻・芥川・清水・磐手・如是の各国民学校とその分校四校を合わせて市内九カ所に約四、五〇〇人の児童が通学しており、一二人の教員が勤務していた。しかし、資材難のためにその設備は極めて不十分なものであり、「特にガラスの入手が困難で盗難・破損等による補充がきかず、児童の教育に支障を来す為に、廊下其の他現状として不必要な箇所の部分を取って其の補充に努めてある」

〔昭和二十二年事務報告及財産表・高槻市〕状態であった。一方、学校給食も実施されたが、当時は連合軍放出の缶詰・ジュース・ミルクなどに依存して行われていた。

新教育制度にもとづく「新制」中学校の設置に関しては、施設設備の建設費用は主として地方自治体の負

## IX 現代の高槻

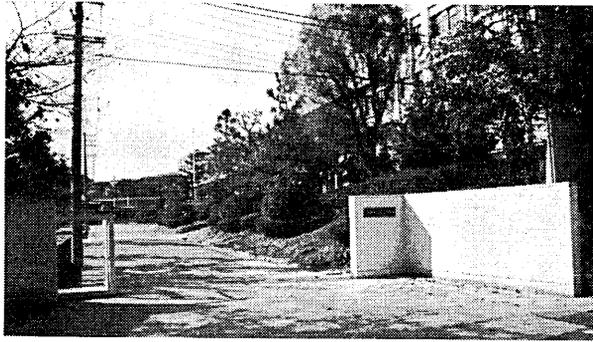


写431 高槻市立第一中学校（市内城内町）

担とされ、財政・資材入手ともに難渋していたおりだけにその建設には苦勞せねばならなかった。

高槻市でも一九四七（昭和二三）年度までは高槻・警手・芥川の三小学校に四学級づつ約六五〇名の生徒を収容し、高等科の机・椅子と併用して二部授業によりようやくその体面を保っている状況におかれていた。独立校舎の新設がのぞまれていたのであるが、建設用地自体も農地調整法により地主保有地が制限され、他の小作地は解放されたばかりで買収の可能性の上で、耕地利用はむづかしい面が多く、公共用地の転用か耕地以外の丘陵地帯などを使用せぬ限りその確保はむづかしかった。

一九四七（昭和二三）年一月の高槻臨時市議会では市立第一中学校設置問題が提起され、学校建設特別委員会の決定事項が報告された。それによると丘陵地帯に約四二九万円を投じて、京都深草野砲兵隊跡の建物を購入して校舎にあてるといふものであった。しかし、その後この計画は変更されることとなり、元中部軍二九部隊跡にかつての高槻工兵隊兵舎の一部を借用・改築して設置することとした。通学の便、用地・施設を比較的安価で得やすいなどの点を考慮してのことと思われる。しかし、「工兵隊の後へ出来たので窓がうす割れたまゝで、黒板は半分しかロウがぬっ



写432 高槻市立第二中学校（市内郡家本町）

てないし。」「如是一〇〇年、創立一〇〇周年記」〔念〕高槻市如是小学校・同PTA編』といわれるような状態であった。

しかもなお、一九四八（昭和二三）年度には一〇〇余名の入学者増が見込まれる状況であり、その上に二部授業を解消するには最小限三〇教室が必要とされた。この頃、一方では高槻市教組が六・三制完全実施のための予算闘争を展開し、市長・教育課長との交渉を鋭意行っていた。

この頃、高槻市周辺の各町村でも新教育制度の発足に当たり、折からのインフレ・財政難の渦中にあつて、教育諸条件の整備に種々の苦労を重ねていた。阿武野村では一九四七（同三二）年五月に茨木町外八カ村学校組合への加入が決定されたが、その背景には中学校設立に必要な財源不足の事情があつた。また、一九五〇（昭和三五）年一月の五領村の高槻市への合併の要因の一つとなつたのも、ほかならぬ六・三制実施にともなう中学校建設問題であつた。六・三制実施当時、五領村でも例に洩れず財政難に悩んでいたところ、前述のように高槻市が開校準備をすすめつつあることを知り、村当局やPTAの総意において市に対し該当生徒の委託を依頼したことが機縁となつて合併へと向かつたのであつた。

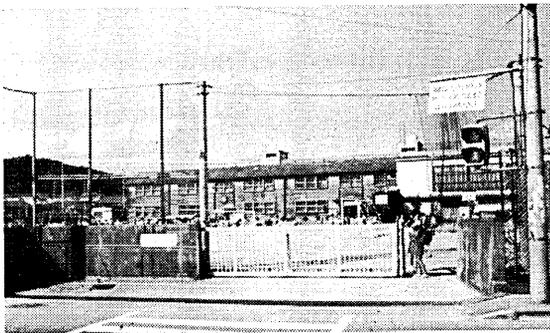
## IX 現代の高槻

その後一九五一（昭和二六年）年に高槻市が大字郡家に第二中学校を建設する際も、元高槻工兵隊作業場を五万円で購入し、校舎は京都の三菱重工株式会社の子会社である青年学校の校舎を買収して利用するという苦肉の策を講じていたのであった。時あたかもシャープ税制下、財政負担の増大という難問に遭遇していた時期でもあったからなおさらであった。

**P T A 組織** 教育条件整備をめぐる難産を経て新教育制度は出発の誕生 だが、家庭と学校、父母と教師の相互交流と民主的な協力関係を強めるために P T A 組織の結成も新しい課題として各地でとりくまれた。

次に挙げるのは元如是小学校の樋口校長の回顧談である。

「私がここへ来ましたのが昭和二十一年ですが（当時児童数四四七名、二二学級）赴任してまもなく P T A を作らないかんじゃないかということになりました。常見寺の利井さんが中心になって各部落の有力者を集めて常見寺で会合をもったのですが、その時はあの広い広場に入りきれんぐらいでした。それから農協の松田長十郎さん、駐在所のお巡りさん、保護者の方が、毎日の様に見えて、会合をしました。特に婦人の方が多かったですね、今日もかといった具合でした。P T A の勉強会もよくやりました。どうして運営していこうかと先生も張り切ってやりました。」「先ず保護者参観して、P T A でお互いの意見を交換してどのように P T A を運営していこうかというその



写433 高槻市立阿武野小学校（市内氷室町四丁目）

方法でした。それから各先生と相談して地区の懇談会をしようじゃないかということになり、各部落を教頭の藤井君と訪問しました。帰りがこわいなと思うくらいの時もありました。〔前掲「如是」一〇〇年〕

更に、右の話の中にも出てきた常見寺の利井興弘住職の談話もみておこう。

「その当時（昭和二十二年）新聞や雑誌にPTAということが大へん出てきたんですが、どうもよく分らない。で、私はアメリカに友達が居りますんで、資料を送ってくれと云いましたね。よんでみると仲々面白いのはそれまで『父兄会』と云いながら学校へ行くのは父兄なんてちよっとも居ない、お母さんばかりだ。それがペアレックスと先生というのはいいい、と思ひましてね、そこで如是地区のいわゆるインテリを集めてPTAの説明をうち（常見寺）でやった。（中略）そんなことで如是のPTAは偶発的にポツと出来たんですが、それは日本でPTAを作ることになる半年も前のことでした。その時分の如是の連中はモダンやったんやな。（中略）そのころは、役についたら『役得』があるというのが一般の通念だったが、PTAでは『役損』ということをもットーにしようというわけで合言葉にしたのを覚えてます。〔前掲「如是」一〇〇年〕

知識人が先導役となり、その訴えにこたえたまわりの人々の教育への期待と要求のたかまりと広まりが戦後教育改革の底流に流れていたことが、如是地区の教育をめぐる動向からうかがうことができる。

一九四七（昭和二二）年度に入つて高槻市の教育課ではPTA規約の準則を決定して各校へ伝達し、従来  
の「保護者会」（父兄会）のPTA組織への改組をすすめ、一九四八（昭和二三）年二月の阿武野小学校を最  
後に、各校PTA組織の結成は完了した。

公選教育委 一九四八（昭和二三）年一〇月に入ると大阪府教育委員と、大阪・堺・岸和田各市の教育委  
員会の発足 員の最初の選挙が執行された。

戦前は教育権は国家が独占し、教育全般に対して上からの厳しい国家統制が強められ、「教え子を戦場へ送り出す」軍国主義教育が推進されたことは多言を要しないが、このような戦前の教育体制を否定する民主主義的な戦後の教育体制の根幹こそ、下からの民意を反映する公選による教育委員会の設置であった。それだけに、教員組合をはじめとする民主団体や、進歩的知識人などの期待と関心もたかく、府教育委員候補四名の中にも三名の教員組合運動の活動家が含まれていた。

連合軍当局も教育委員選挙には高い関心をよせており、一九四八（昭和二三）年九月には大阪軍政部教育課長アンダーソンが三島地方事務所を訪問し、市町村の選挙啓蒙宣伝責任者を集めて講演を行っている。そして、大阪府総務部や教育部より各市町村に対して再三啓蒙宣伝活動を強めるべき通達がおろされ、特に生徒・児童による棄権防止運動が重視されていた。そして投票日を間近にひかえた九月末には「一般府民の関心は極めて低調であり、従って一〇月五日に執行せられる教育委員の選挙に際しては相当高率の棄権が予想せられる現状である。」との判断から、投票成績優秀な市区町村の表彰制度を設けるなど、府民の関心のより上げに苦慮していた。

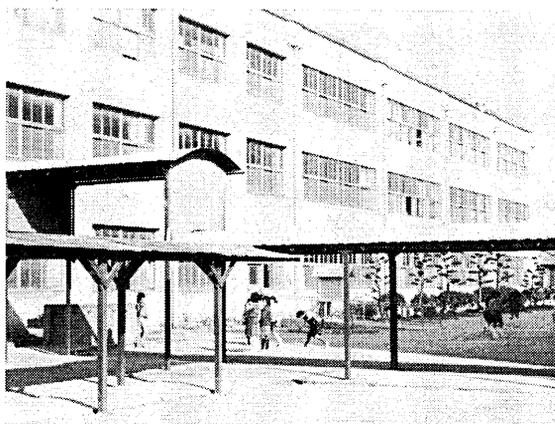
民衆はインフレ・物資不足、特に食糧難の中で目前の生活に追われており、また府下一円を一選挙区としていたために候補者の選挙運動も不十分になりやすく、さらには戦前ながらく教育権を国家権力に吸い上げられ、自らの声を教育に反映させる機会を奪われてきた民衆にとって最初の新しい経験だけに、教育委員の果たす役割や機能についての理解も未熟ならざるをえぬことなどの諸事情が重なり合って、その関心は今一つもりあがりやを欠いていたのであった。

結果は予想された通り低く、府下全体の投票率は五〇パーセントを割る低さで、高槻市のそれもほぼ同様の四九・七パーセントという低率に終わった。ちなみに高槻市における前年四月の参院選の投票率は六二パーセント、知事選のそれは七八パーセントで、それらと比較してもその関心の低さがわかる。なお、一九五〇（昭和二五）年一月の第二回府教育委員選挙の投票率はさらに悪く、府下全体で四〇パーセントを割る状態となり、高槻市に至っては二八パーセントと極めて低調な結果となっており、民衆の教育に寄せる関心そのものは決して弱くはないだけに、それを教育委員会制度のもつ重要な役割への理解とどのように結びつけてゆくかがその後の大きな課題となったのであった。

戦後初期の 戦中、窒息させられていた労働運動は敗戦直

社会運動 後より大きな高揚をみせていった。その背景には、インフレの昂進、食糧難の進行により

「飢餓賃金」といわれるほどの実質賃金の低下を招くという深刻な状況が、労働者とその家族をとりまいており、同時に、戦前・戦中にかけて労働組合とその運動を抑圧し、窒息させてきた天皇制弾圧機構が占領軍により解体され、資本家階級も敗戦による打撃と占領軍による民主化政策を前にうろたえ、動揺しており、



写434 高槻市立如是小学校（市内如是町）

同時に生産活動を意識的にサボタージュするという状況がよこたわっていた。

このような背景のもとで一九四五（昭和二〇）年秋より翌年前半にかけて各地で生産管理闘争が発生した。この闘争戦術は、資本家の生産サボに対抗するとともに、一般国民の生活への打撃を回避する意味をもっており、そしてまた何よりも生産活動に対する資本家の介入を排して労働者が直接自主的に管理運営するという資本主義体制そのものを否定しかねない性格をもっていた。したがってそれだけに資本家階級の恐怖・警戒心を刺激したのであった。

工場設置以降、戦前・戦中と労働組合結成を見なかった湯浅電池では敗戦後の一九四五（昭和二〇）年一月に「社友会」が結成された。これは全従業員が加入した労資合議機関であったが、理事長に湯浅社長が選出されたことにみられるように、資本側の主導による資本の論理にもとづく協調主義に立脚する組織であった。これは先述のように当時展開しつつあった生産管理闘争の波及への予防策とも考えられるが、同時に戦前の産業報国会の協調機能を継承したものと見えよう。

一九四六（昭和二一）年後半に入って、ますます深刻さを増していった経済危機の中で、労働運動の波は次第に全国的・全産業的規模へとひろがり、八月には日本労働組合総同盟、全日本産業別労働組合会議の二つの全国組織が誕生した。そして同年一〇月のいわゆる「十月闘争」の高揚を経て、翌四七年の「二・一スト」へと大きなうねりがたかまったのである。しかし、この「二・一スト」は直前になってマッカーサーの中止命令による弾圧でその炎は消され、以後同年後半から翌四八年末へかけての占領軍の対日占領政策の転換に伴って労働運動に対する抑圧は強まる方向へむかった。



写435 2・1ストの中止を放送する伊井弥四郎  
全官公議長（「日本人の100年」より）

一九四七（昭和二二）年一月三十一日の「二・一スト」中止指令後の二月には湯浅電池では労働組合結成の可否を問う職場投票が実施され、その結果翌三月には本社工場で最初の労働組合が発足し、さらに乾電池などの工場でも結成の動きがすすみ、四月に入るとそれら各職場の労組の連合体である労組連合会が結成された。「二・一スト」収束後によりやく労組づくりの動きがはじめたのであるが、四年後の一九五一（昭和二六）年二月の総評全国金属労組加盟と同年秋の秋季賃金闘争の進展によって、従来の労資協調的風潮を払拭しながら本格的な労働組合運動が展開するようになったのである。

このような民間の労組の発展と並行して、公務員労働者、とりわけ教育労働者の動きも活発となっていた。

高槻では一九四六（昭和二一）年一月、芥川小学校において教職員有志が集合して教職員組合結成について協議を行い、組合員の獲得運動が開始されていった。当初、芥川・清水両小学校中心に組合加入者がふえていったが、同年三月には「高槻市互助教職員組合」という組織が結成され、五月には第一回大会が開かれて、高槻小学校の川本校長が委員長に選出された。以後全校長の加入をはじめ加入者も順調に伸び、九月には全

員加入のもとに「高槻市教員組合」と改称して本格的な労働組合組織の確立をみるようになった。そして翌四七年には第二回大会が開かれ、全官公庁共闘が提起した「二・一ゼネスト」参加を決定し、闘争委員会を組織して突入体制を強化したが、一月三十一日の占領軍による中止指令をうけた伊井弥四郎全官公議長の中止放送をうけて市教組役員は芥川小学校の事務所で悔し涙にくれたということであった〔高槻市教組二〇年史、六〕。  
〔まことに生きる教師たち〕。

一方、敗戦直後の被差別部落でも青年層を中心に部落解放を展望しながら地域活動がすすめられた。富田地区では一九四六（昭和二一）年はじめには「文化向上青年団」が組織されて多彩な啓発活動が展開された。

これは戦前の融和主義的改善団体であった富田向上青年会の青年組織としての伝統を一面では継承しながら、他面ではこれを民主的に改造し、「上から」の運動体を「下から」のそれに質的転換をはかろうとするものであった。そして、戦後の混乱の中で青年層の間で流行し、彼らの身心をむしばんでいたヒロポン注射の撲滅運動や演芸クラブの文化活動、盆踊りなどのレクリエーション活動から防火活動などさまざまな活動を行い、地域の人々の連帯と自覚をよびさます努力がすすめられた〔部落解放同盟富田支部機関紙〕。  
九七七年一〇月二八日付、第四号。